平成２５年（フ）第１５９号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田2640番地47
債務者　墨田　　弥
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２０６６号
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館
債務者　井上　幸一
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２３２号
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目21番地９
債務者　村田　源吾
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３３４号
横浜市金沢区能見台５丁目30番地１　グリーンヒル能見台201号（前住所）
債務者　百瀬　容子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３３９号
横浜市泉区中田南４丁目18番６号　第２鈴木荘202号
債務者　打木　正孝
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３４０号
横浜市泉区中田南４丁目18番６号　第２鈴木荘202号
債務者　打木世津子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６号
横浜市港北区大倉山５丁目34番20号　イソベハイツ203
債務者　パシュカ陽子（旧姓西地）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２号
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地430番地６
債務者　坂本　玉美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第５３号
熊本県人吉市下青井町94番地
債務者　牛嶋惠一郎
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１０６２号
東京都町田市南成瀬３丁目２番地２サンホワイトM310―14
債務者　高橋　菜美
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１９号
愛知県豊橋市中野町字平北28番地２　３―208、従前の住所愛知県豊橋市東小浜町99番地
債務者　山中　武士
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２２２号
愛知県新城市富沢482番地３
債務者　藤原　幸代
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２２７号
愛知県蒲郡市拾石町前田41番地１　ラビアンイトー102、従前の住所愛知県蒲郡市府相町新井前923番地　蒲郡ハイツ３―Ｂ
債務者　栗田　知佳
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２３３号
愛知県田原市赤石３丁目１番地　県営赤石住宅１棟103号
債務者　藤浦　妙子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４号
愛知県豊川市二見町92番地　レジデンスとよね103号
債務者　菅沼　　愛（旧姓濱下）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部